

令和８年度江東区町会・自治会活性化取組支援業務委託仕様書

１．目的

地域コミュニティの活性化には、町会・自治会（以下、「町会等」という。）への支援が重要であるが、効果的な施策の実施には、町会等が実施する取り組みや抱える課題について、客観的分析および改善案の提案が不可欠である。

当該業務においては、持続可能な町会・自治会活動に向けて、町会等に対しワークショップや現地調査及び現状分析を実施し、団体への負担軽減策や、新たな活性化策を検討するための指針を策定することを目的とする。

２．履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３．履行場所

江東区指定場所

４．業務内容

（１）町会等への現地調査

- ①受託者と区が協議した上で決定した町会等へ訪問し、現地でのヒアリング調査を行うこと。調査対象は１０団体程度とする。
- ②受託者は区が提供する町会等の連絡先を使用し、現地調査のアポイントを取る。
- ③現地調査を行う前に受託者は各町会等への質問内容を記した質問票を作成し、区の承認を得ること。
- ④現地調査は、おおよそ令和８年７月３１日を目途に完了すること。

（２）ワークショップの開催

ワークショップは、町会等の横のつながりを強化すること及び、令和７年度の調査結果や課題を共有し、今後の町会等を含めた地域コミュニティの活性化について考える場を作ることを目的とする。

- ①２時間程度のワークショップを企画、調整し、７回程度開催すること。１回あたり、３０名程度とし、ワークショップでは、以下の②・③・④の内容を必ず入れること。
- ②区から挨拶（開始１２分、終了３分程度）
- ③町会等に対して、令和７年度の調査結果の報告や、課題・問題意識の共有を行うこと。（４０分程度）

- ④町会等の出席者同士で③を受けての意見や、改善案を議論（２０分程度）させ、発表（５分×６グループ程度）させること。
 - ⑤開催前に、受託者は開催内容等を区へ相談すること。
 - ⑥ワークショップの開催後、区へワークショップの内容をまとめた資料をWordまたはExcelデータで提出すること。
- なお、ワークショップ開催にかかる会場使用料やその他経費については受託者負担とする。

（３）（仮称）江東区町会・自治会活動活性化にかかる施策の取組方針（以下、「取組方針」という。）の策定（案）

「取組方針」とは、令和７年度から実施しているアンケートやヒアリング調査、他自治体の取組状況等を踏まえ、町会等が活性化していくために区が取り組むべき施策及び体制の指針をまとめたものをいう。

受託者は以下の流れで、「取組方針」を策定するものとする。

- ①区が指定する期日までに、区へ取組方針（素案）をWordデータで提出すること。
- ②受託者は、区が素案の確認完了後、修正・校正を経て、取組方針を区が指定する期日までにPDFデータで納品すること。

（４）報告書の作成

令和８年度に実施した事項をＡ４サイズにまとめ提出すること。また、PDFデータも提供すること。

（５）江東区庁内会議への出席及び運営支援（全４回）

- ①区が開催する江東区庁内会議へ出席し、助言や提案をすること。
- ②会議終了後、議事録を作成し、区へWordデータで提供すること。
- ③調査や会議の進捗に応じ、次の会議で検討及び報告する必要があると思われる事項に関する資料を作成すること。

（６）その他

詳細な業務内容については、令和７年度の実施内容を踏まえ、双方協議の上、仕様を定める。

５．支払方法

（１）委託料の支払いは、業務委託終了後の年１回とする。なお、業務の履行に必要な経費はすべて本契約の契約金額に含める。

(2) 区は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

6. その他

(1) 一般事項

- ①受託者はこの業務を円滑に遂行するため、業務の責任者を定め、区と連絡を密にし、各業務の遂行に遺漏のないよう万全を期すこと。
- ②従事者は服装を可能な限り統一し、清潔感を保つこと。
- ③参加者に不快の念を与えぬよう十分注意を払うこと。
- ④従事者が要する会場までの移動費用は契約金額に含むこと。

(2) ヒアリング及びワークショップ中止の決定

災害等により、区または受託者が安全の確保等が難しいと判断した場合は、ヒアリング及びワークショップを中止することができる。その場合には、委託期間内で振替日を設けるものとする。ただし、それが困難な場合には、受託者は区と協議するものとする。

(3) 別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。

(4) 委託業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(5) 該当事業に関連する法令（労働基準関係法令等）を遵守すること。

(6) その他本仕様書に定めのない事項については、別途、江東区との協議の上履行すること。

(7) 成果物の著作権及び所有権は、全て区に帰属するものとし、区の許可なく、成果物の使用及び複製してはならない。

7. 担当者

地域振興部地域振興課地域振興係

担当 吉田・中沢・堀

電話 03-3647-4962